

○国土交通省告示第五百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年五月十五日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道159号改築工事（七尾バイパス・石川県七尾市古府町た地内から同市国分町ハ地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、り、ト、チ、ル、ヲ及びワ、藤野町イ、ロ及びハ並びに国分町ハ、チ、ヌ、ル及びヲ地内
- 2 使用の部分 石川県七尾市古府町た、れ、そ、ぬ、る、ト、チ、ル、ヲ及びワ、藤野町イ及びロ並びに国分町ハ、チ、ヌ、ル及びヲ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県七尾市古府町た地内から同市下町イ地内までの延長3.2 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道159号改築工事（七尾バイパス）及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道159号改築工事（七尾バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される県道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道159号（以下「本路線」という。）は、七尾市を起点とし、羽咋市等を経由して、金沢市に至る延長約70kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、能登地域で最大の人口を擁する七尾市の中心市街地と周辺地域とを結ぶ主要幹線道路であることから、地域住民による地域内交通に利用されるとともに、重要港湾である七尾港へのアクセス道路としての役割も担うなど、物流等の通過交通にも広く利用されている。

しかしながら、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず2車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、七尾市古府町地内で14,111台/日であり、混雑度は1.31となっている。

本件事業の完成により、供用予定である一般国道470号（能越自動車道）の七尾インターチェンジ（仮称）へのアクセス道路が新たに整備されるとともに、本件区間が現道の通過交通を分担することなどから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年11月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されて

いるチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ等が確認されている。チュウヒについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。メダカについては、周辺に同様の生息環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルバノサワトウガラシ等が確認されているが、周辺に同様の生育環境が広く残っていることから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、石川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス及び現道拡幅方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和31年7月30日に都市計画決定され、平成12年2月22日に変更決定された都市計画と、交差点部の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、七尾市長を会長とする国道159号建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 石川県七尾市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 石川県七尾市古府町れ、そ、ぬ、る、ち、ル、ヲ及びワ並びに藤野町口及びハ地内